第 6 回 定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

１．招集日時　　令和８年６月９日（火）午後４時００分

２．招集場所　　七飯町役場　２０２会議室

３．出 席 者

教育長	佰楼　司
委員	加屋本　旬
委員	信夫　恵美子
委員	木村　希
委員	財津　英明

４．事 務 局

教育総務課長	磯場　嘉和
学校教育課長	柴田　憲
学校給食センター長	福永　崇弘
生涯教育課長	花巻　亘
スポーツ振興課長	髙橋　雅貴
教育総務課庶務係長	真勢　隆幸
教育総務課庶務係	村越　睦実

５．教育長の報告　報告第　１号　教育行政動向報告（５月１９日～６月９日分）について

６．附議事件　　議案第２３号　七飯町学校給食費条例の制定依頼について
議案第２４号　七飯町学校給食センター条例の一部改正依頼について
議案第２５号　財産の取得について
議案第２６号　七飯町文化財保護に関する条例施行規則の制定について

７．閉　　会　　午後４時４０分

８．会議の大要　　会議の大要は別紙のとおりである。

９．署　　名　　教育長　佰楼　司

委 員　木村　希

調整者　真勢　隆幸

別紙

■俉楼教育長

○　開会宣言 午後４時００分

○　まず、日程第２、会議録署名委員の指名について木村委員を指名する。

○　次に日程第３報告第１号、教育行政動向報告について報告する。

○　５月１９日、令和８年第５回定例教育委員会議を文化センターで開催し、報告案件２件、附議事件として令和８年度七飯町教育行政方針の策定についてほか議案１件を審議し原案のとおり承認された。同日、令和８年第２回総合教育会議が文化センターで開催され、令和８年度七飯町教育行政方針を協議し、了承された。

○　５月２１日、一般社団法人北海道大沼国際交流協会の令和８年度第１回評議員会が大沼国際セミナーハウスで開催され、出席した。同日、５月の定例教頭・主幹教諭会議を文化センターで開催し、教育長、教育委員会管理職及び学校教育指導主事が出席の下、定例校長会議と同様の事項について情報提供を行った。さらに、「インクルーシブな学校運営モデル事業」第７回連携協議会が文化センターで開催され、教育監及び学校教育指導主事が出席し、今年度の事業計画などについて協議を行った。

○　５月２３日、令和８年度岳陽 Team Up Festival（大運動会）が同校グラウンドにて開催された。今年度のテーマを「まとまるなら今でしょ」とし、全校児童生徒８８名が４つのチームに分かれ、児童生徒の発案により創意工夫を凝らした競技運営が行われた。来賓として出席した。

○　５月２６日、北海道大沼グレートラン・ウォーク運営委員会主催の第１回運営委員会が七飯町役場で開催され、運営委員として出席した。

○　５月２７日、令和８年度七飯町地域子ども会育成連絡協議会総会が七飯町文化センターで開催され、来賓として出席し挨拶を述べた。

○　５月２８日、七飯老人大学の講座として、今年新入生として入学した学生への新入学生歓迎会を文化センターで開催し、来賓として出席した。

○　５月３０日、七重小学校、藤城小学校、峠下小学校、大沼岳陽学校鈴蘭谷分校の運動会がそれぞれのグラウンドにて開催され、来賓として出席した。

○　６月２日、雨天のため延期となった大中山中学校体育大会が同校グラウンドにて開催された。

○　６月３日、雨天のため延期となった七飯中学校体育大会が同校グラウンドにて開催された。

○　６月５日、函館人権擁護委員連合会及び七飯町主催の贈呈式及び花植えが藤城小学校にて行われ、教育監が出席した。同日、「山っこよ、楽しい運動会に挑め！」をテーマに大中山小学校運動会が同校グラウンドで開催され、来賓として出席した。

○　６月７日、第２８回ななえ吹奏楽祭が文化センターで開催され、町内各中学校、義務教育学校及び七飯高等学校の吹奏楽部（局）が演奏を披露しました。今年は、函館大学付属有斗高等学校マーチングバンド部がゲスト出演し、盛況のもと終了した。

○　６月８日、町議会の議員全員協議会が開催され、教育長、教育監及び学校給食センター長が出席し、七飯町学校給食費条例の制定及び七飯町学校給食センター条例の一部改正について情報提供しております。

○　記載はないが、各小中義務教育学校の運動会体育大会について各教育委員の皆さんも各学校を訪問され、応援いただいた。

○　日程第３報告第１号、教育行政動向報告について何か質問、確認したい点はあるか。

■加屋本委員

○　ななえ吹奏楽祭について、去年は遺愛高校が出演していたと思うが、毎年１校を招いているのか。

■花巻生涯教育課長
○　町内の中学校義務教育学校、七飯高校以外に毎年１校ゲストとしてお願いしている。今回はマーチングバンドで普段の吹奏楽とは違う形の演奏を見ることができた。

■加屋本委員
○　地元の七飯高校が部員４名で少し寂しく感じた。全体として、一生懸命頑張る姿を見て感動した。

■佰楼教育長
○　その他に何かご意見等あるか。

（意見なし）

■佰楼教育長
○　日程第３報告第１号、教育行政動向報告について、報告済とする
○　日程第４附議事件の議案第２３号七飯町学校給食費条例の制定依頼について、事務局より提案説明を求める。

■福永学校給食センター長
○　議案第２３号、七飯町学校給食費条例の制定依頼について提案説明する。令和９年４月から実施を予定している七飯町学校給食費の公会計化に伴い、必要な事項を定める条例を令和８年第２回定例町議会に提出することに対し、議決を求めるもの。資料２七飯町学校給食費条例の概要をご覧願う。
○　１制定の趣旨。学校給食センターにおける給食費会計については、これまで保護者から徴収した学校給食費を学校給食センターが管理する私会計方式により運営してきたが、会計処理の透明性及び公金としての適正な管理を目的とし、令和９年４月から公会計へ移行するため、必要な事項を定める条例を制定するもの。
○　２条例の制定内容。第１条から第６条で構成し、それぞれ資料記載の内容を定める。
○　３施行期日。この条例は、令和９年４月１日から施行する。条例の全文は、議案に記載のとおり。

■佰楼教育長
○　議案第２３号について意見や質問はあるか。

■加屋本委員
○　私会計方式と公会計方式の違いを説明願う。給食費の抜本的な負担軽減などの国の政策と関連があるのか。

■福永学校給食センター長

○　税などを歳入する一般会計と異なり、給食費は給食センターが管理する会計で別に管理しており、これが現在私会計である。なお国の補助金は、一般会計で歳入し、給食費の会計に補助金として支出する。一般会計が町議会の議決により予算が決定する一方で、給食費会計は給食センター運営委員会で審議や監査を行っている。
○　七飯町には該当しないが、各学校で給食費を徴収している場合の学校現場の負担軽減や、透明性の確保などの観点から国が公会計化を推進している。管内では函館市と七飯町以外は公会計により運営している。

■佰楼教育長
○　議案第２３号、七飯町学校給食費条例の制定依頼について、原案のとおり決定する。
○　次に、議案第２４号、七飯町学校給食センター条例の一部改正依頼について、事務局より提案を求める。

■福永学校給食センター長
○　議案第２４号七飯町学校給食センター条例の一部改正依頼について提案説明する。学校給食センターの設置、運営等を定めた七飯町学校給食センター条例中、七飯町学校給食センター運営委員会の委員数について、定数を変更するもの。また、あわせて所要の文言整理を行う一部改正条例を令和８年第２回定例町議会に提出することに対し、議決を求めるもの。
○　資料３七飯町学校給食センター条例の一部を改正する条例の概要をご覧願う。
○　１改正理由。七飯町学校給食センター運営委員会の委員数について、現状の学校数に合わせた委員数とするため、条例の一部を改正するもの。
○　２改正内容。委員数２０名以内から１５名以内に改めるほか、所要の文言整理を行う。
○　３施行期日。この条例は、令和９年４月１日から施行する。なお、一部改正の条例の内容につきましては、議案に記載のとおり。

■佰楼教育長
○　議案第２４号について、意見や質問等あるか。

■信夫委員
○　委員数が５名減った理由は。

■福永学校給食センター長
○　当初から２０名以内とする規定だったが、統合により学校数が７校に減ったため現在は１５名である。内訳は各学校長７名、各ＰＴＡ会長７名、有識者１名。

■財津委員
○　２０名だったときの有識者は何名だったか。

■福永学校給食センター長
○　有識者は当時も１名。

■佰楼教育長

○　議案第２４号、七飯町学校給食センター条例の一部改正依頼について、原案のとおり決定する。
○　次に、議案第２５号、財産の取得について、事務局より提案を求める。

■柴田学校教育課長
○　議案第２５号財産の取得について提案説明する。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、議会の議決を求める必要があることから、令和８年６月１７日開会の第２回七飯町議会定例会へ議案を提出することについて、議決を求めるもの。
○　１取得する財産は、学習用タブレット端末２，１９７台。
○　２契約の方法は、随意契約。
○　３契約金額は、１億２，４９４万３，３９０円。
○　４契約の相手方は、札幌市中央区大通西１４丁目７番地、ＮＴＴ東日本株式会社執行役員北海道事業部長茂谷浩子氏。
○　資料４に今回の財産の取得に係る見積徴収の経緯と結果を添付している。ご参照願う。

■倍楼教育長
○　議案第２５号について、意見や質問等あるか。

■加屋本委員
○　数量について、全児童生徒、教職員分か。
○　現在使用しているクロームブックと同じような端末に更新するのか。
○　共通して使用する学習用アプリなどがあるか。以上３点伺いたい。

■柴田学校教育課長
○　数量について、児童生徒数と教職員数の合計に対し一定の割合で予備を含めて購入するもの。
○　機種は、クロームブックと同様のＯＳの端末に更新を予定している。
○　アプリケーションについて、グーグルの基本ソフトが入っており、これは現状と同様。また、追加で現在別途契約し使用しているアプリケーションを継続して使用できるようにする。

■財津委員
○　次の更新時期は。

■柴田学校教育課長
○　現在の端末は令和２年度購入、令和３年度の４月から使用開始した。今回約６年経過での更新となった。更新理由としては、ＯＳのサポート期限が令和９年７月までであること。また、バッテリーをはじめ故障が増えてきている。今回は国の補助事業を活用し、国と道、町がそれぞれ３分の１を負担して更新する。次回更新については国の動向にもよるが通常６年程度は使用する想定。

■加屋本委員
○　児童生徒向けのアプリは各校が必要に応じて購入しているのか。

■柴田学校教育課長
○　まずは表計算ソフトやクラスルーム、文書作成など、グーグルの基本ソフトが入っている。それとは別に学習効率や利便性向上のためアプリケーションを２種類導入している。情報担当の先生方や主幹教諭の方などとＩＣＴ委員会にて検討してきた。具体的にはスマイルネクストとロイロノートスクールを使用しており、毎年使用料を教育委員会が負担している。金額は年間約４００万円以上。

■倍楼教育長
○　議案第２５号、財産の取得について、原案のとおり決定する。
○　次に、議案第２６号、七飯町文化財保護に関する条例施行規則の制定について、事務局より提案を求める。

■花巻生涯教育課長
○　議案第２６号七飯町文化財保護に関する条例施行規則の制定について提案説明する。
○　１制定の趣旨について。本町における文化財の保護は、昭和４６年に制定された七飯町文化財保護に関する条例に基づき実施されてきた。ところが他自治体においては条例の施行に必要な具体的基準や事務手続きを定める施行規則を条例と併せて制定して運用しているというのが一般的であるが、本町においては現在までこの規則が未制定の状態にあり実務上の手続きは現場の慣例やその時々の担当者の判断に委ねられてきた部分があった。
○　今般手続きの標準化及び様式を規則として明確に規定することにより、組織としての継続性を担保し、人事異動等に左右されない適正な文化財保護行政を将来にわたって執行するため本規則を制定するもの。
○　２規則の制定内容。まず第１条で規則の趣旨を制定する。
○　第２条で指定文化財を指定する基準を制定する。
○　第３条でこれまで職員が作成してきた文化財調査カードを規則に基づいた正式な様式として規定することにより、台帳として常に内容を整理していくことを義務づけた。これによりこれまでやってきた作業が規則に基づいた作業であり、将来にわたってもこれを常にメンテナンスし続けることが義務付けられる。
○　第４条から第１１条までにより、条例に規定する手続きについて、条例の条項順に必要となる様式を定める。
○　第１２条で、規則に規定する以外の細かな事項については、教育長決定に委任することとした。
○　その他として七飯町議会民生文教常任委員会所管事務調査について、令和７年度に実施され町内の文化財の現状と維持管理計画に関する調査があった。生涯教育課長と文化財係長が現地視察も含め３度招聘され、現状について説明した。その中でも条例は制定されているが、施行規則が未整備である点指摘を受けた。６月の定例会で、民生文教常任委員会の報告書が報告されるが施行規則が未整備なため整備することを求める内容の報告がされる予定。

■倍楼教育長
○　議案第２６号について、意見や質問等あるか。

■加屋本委員

○　文化財はどの程度あるのか。

■花巻生涯教育課長
○　町指定有形文化財は４つ。これを含め、要保存物件としては５９ある。それらの一つ一つに対し様式第１号の文化財調査カードを作成する。この文化財調査カードは、写真や位置図などの他、例えば落雷によって破損するなど文化財の状況が変化した場合、その旨を記録してきた。今まで通常業務として行ってきたこれらの記録は、様式として定められたものが無く、慣例的に実施してきたが、今後は規則で義務付けられた重要な業務として常時整理することとなった。
○　天然記念物が１５、史跡が２４、有形文化財が１２、有形民俗文化財が６、無形民俗文化財が２つ。文化財の種類については、文化財保護法の規定を引用して第２条に定義づけした。

■加屋本委員
○　作業量が多く大変かと思うが頑張ってほしい。

■倍楼教育長
○　議案第２６号、七飯町文化財保護に関する条例施行規則の制定について、原案のとおり決定する。

○　これで、定例会を終了する。

■閉会宣言
○　午後４時４０分